

土木請負工事

設計変更ガイドライン

令和7年4月

神戸市

## 目 次

1	ガイドラインの目的	P 3
2	設計変更における留意事項	P 3
3	設計変更ができないケース	P 4
4	設計変更が可能なケース	P 4
4-1	設計図書間で一致しない場合	P 6
4-2	設計図書に誤り又は記載漏れがある場合	P 6
4-3	設計図書の表示が明確でない場合	P 7
4-4	設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が 一致しない場合	P 7
4-5	予期することのできない特別な状態が生じた場合	P 7
4-6	発注者が必要と認め変更する場合	P 8
4-7	工事を一時中止する必要がある場合	P 8
4-8	「設計図書の照査」の範囲をこえる場合	P 9
4-9	請負人からの請求により工期を延長する場合	P 10
5	設計変更に関わる資料の作成	P 10
6	条件明示について	P 12
7	関連事項	
7-1	指定・任意の使い分け	P 12
7-2	設計変更における請負契約審査会付議要件	P 13

## 1 ガイドラインの目的

土木工事では、道路・河川・上下水道・港湾等多岐にわたる社会資本を、様々な現地の自然条件や環境条件のもとで建設されるという特殊性を持っている。

発注にあたっては、十分な事前調査や地元調整等を行い、適切に設計を実施すべきであるが、それでも、地盤条件、湧水の発生等、当初に予見できない事態が発生し、設計変更をせざるを得ないケースが多くある。

本ガイドラインは、神戸市工事請負契約約款等を踏まえ、設計変更にあたっての留意事項や過去の設計変更の事例より設計変更が可能であると思われる具体例を示すことで、公共契約における公正性、透明性の向上を図り、設計変更の手続きの円滑化を目的とするものである。

### ■適切な設計変更の必要性

公共工事の品質確保の促進に関する法律（いわゆる品確法、令和6年6月19日改正）の基本的な方針に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金及び適正な工期で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額及び工期の変更を行うこと」が規定されている。

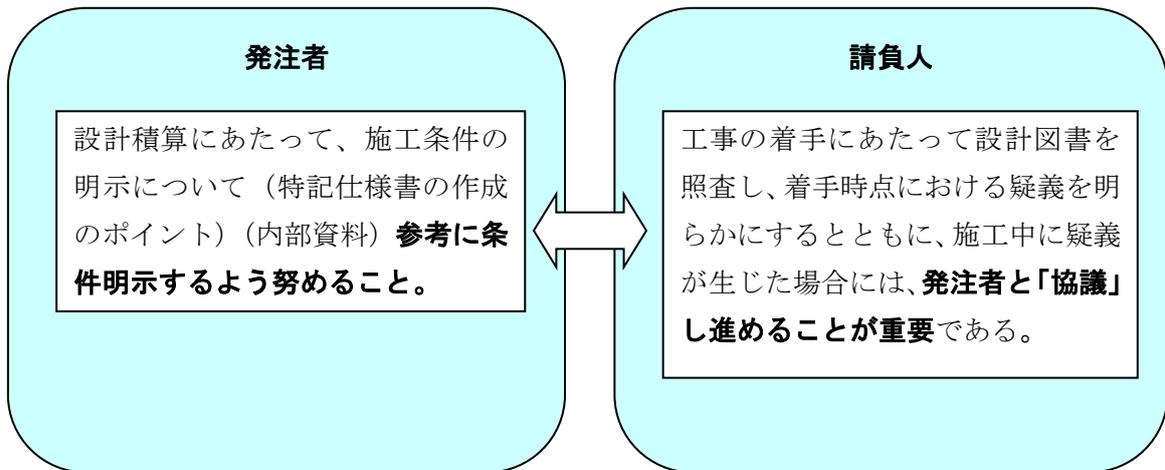
また、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金または工期の変更について、十分に協議の上、適切に対応することとする。

## 2 設計変更における留意事項

設計内容は、入札条件の前提となるものであり、これを契約後に安易に変更することは、契約内容の同一性を失わせ、入札の公正性を損なうとともに、請負人の本市に対する信頼を失うことになる。

このため、設計段階において、十分な事前調査や地元調整等を行い、安易に設計変更を行うことのないよう努める必要がある。

- 設計変更：約款第18条及び第19条の規定により、図面又は仕様書（金抜き設計書を含む）を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負人に通知すること
- 契約変更：契約内容に変更の必要が生じた場合、当該請負人との間において、既に締結されている契約内容を変更すること



### 3 設計変更ができないケース

下記のような場合においては、原則として**設計変更はできない**。

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**請負人が独自に判断して施工を実施**した場合
- 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施した場合**
- 「**承諾**」で**施工**した場合
- 工事請負契約約款（以下、「約款」という。）に定められている**所定の手続きを経していない場合（約款第18条から24条）**
- 正式な書面によらない事項**（口頭のみ指示・協議等）の場合

※契約約款第25条（臨機の措置）については別途考慮する。

### 4 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては**設計変更が可能**である。

- 仮設において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要）
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**請負人の責によらず、工事着手できない場合**
- **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの**（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- 請負人が行うべき「**設計図書の照査**」の**範囲を超える作業**を実施する場合

- 請負人の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

ただし、設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- 当該工事での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第 19 条にもとづき書面で行う。なお、施工方法の変更やこれに伴う新たな資機材の調達の有無等も考慮し、受発注者間で協議の上決定すること。  
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく適切に行うものとする。
- 指示書等へ概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。
  - ① 請負人からの協議によらず発注者の指示による変更の場合は、概算金額を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載することとする
  - ② 請負人からの協議を受け、受発注者間の協議により変更する場合は、請負人が見積書を提出した場合には、その見積書を参考にして指示書に記載することも可とする。
  - ③ 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。  
※具体的な記載の運用については次項に記載する。  
※指示書とは、工事打合簿の発議事項として「指示」を記載したものである。
- 契約変更手続きを行う前に請負人へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書)にて指示を行う。

#### ■ 指示書等への概算額の記載方法

設計変更を行う為、指示を行う際に、指示書等にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。概算額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

#### 【発注者からの指示により変更する場合】

1. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
2. 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。

【受発注者間の協議により変更する場合】

1. 指示書等には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。
2. 概算額の明示にあたっては、協議時点で請負人から見積書の提出があった場合には、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を参考に指示書に記載することも可とする。なお、請負人からの見積を参考に記載する場合は、請負人の提示額であることを指示書に記載する。

#### 4-1 設計図書間で一致しない場合（約款第 18 条第 1 項第 1 号）

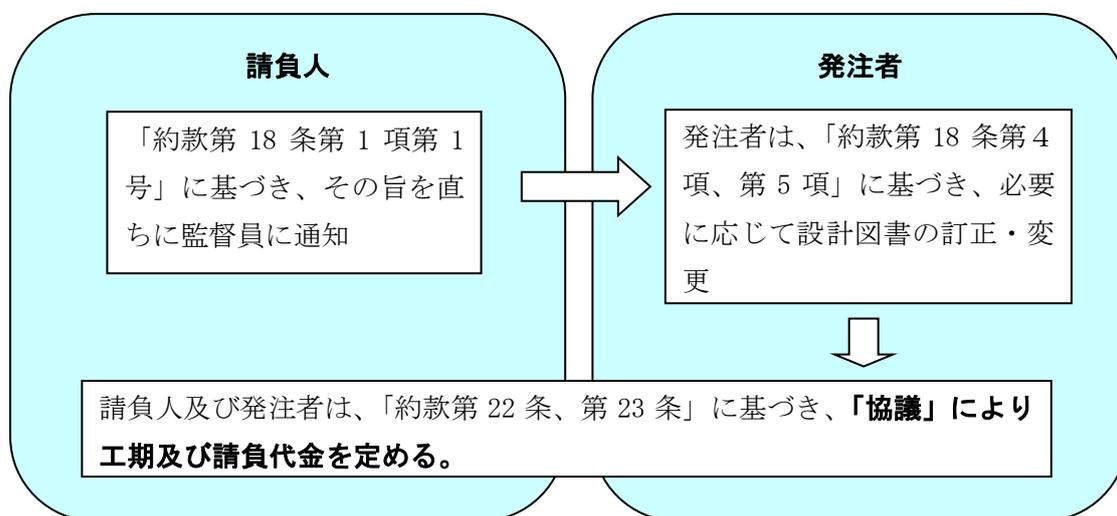
設計書、図面、仕様書、共通仕様書及び質疑回答書において、一致しない場合。ただし、これらの優先順位が定められている場合は除く。

(1) 具体的な事例

- 図面と設計書で、材料の規格が一致しない場合
- 図面と設計書で構造寸法が一致しない場合
- 図面と設計書で数量が一致しない場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図—1 設計変更を行うまでの手続き



#### 4-2 設計図書に誤り又は記載漏れがある場合（約款第 18 条第 1 項第 2 号）

(1) 具体的な事例

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示が

ない場合

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図一1と同様

#### **4-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第18条第1項第3号）**

(1) 具体的な事例

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図一1と同様

#### **4-4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（約款第18条第1項第4号）**

(1) 具体的な事例

- 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない場合
- 前述の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない場合
- その他、新たな制約等が発生した場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図一1と同様

#### **4-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第18条第1項第5号）**

(1) 具体的な事例

- 工事現場において一部に軟弱な地盤があり、地盤改良の必要が生じた場合
- 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図—1 と同様

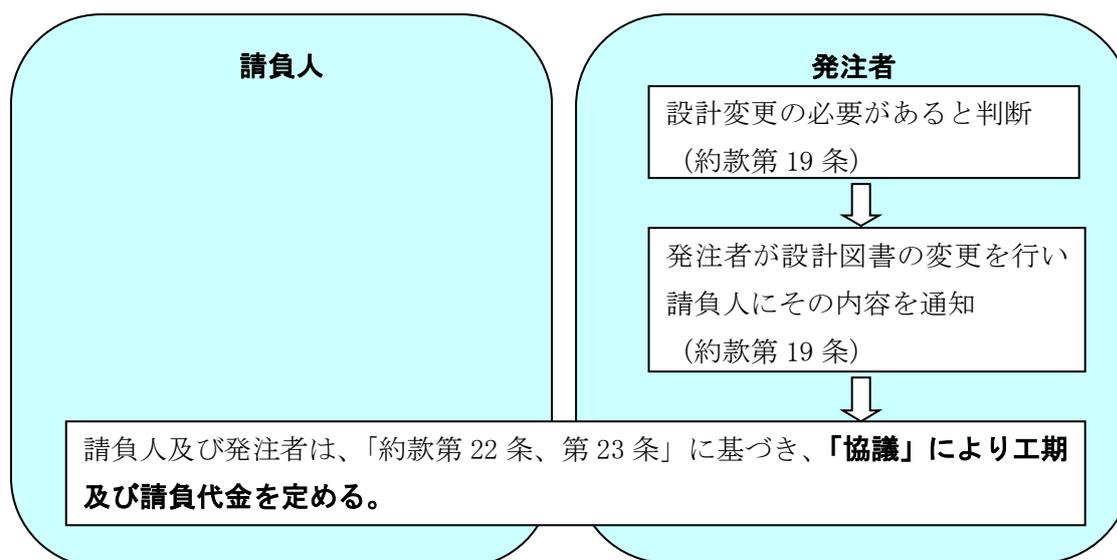
#### 4-6 発注者が必要と認め変更する場合（約款第 19 条）

(1) 具体的な事例

- 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工日を変更する場合
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する場合
- 河川、警察等の管理者、電気・水道・ガス等の企業者との協議により、施工内容の変更、工種の追加を行う場合
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合
- 使用材料を変更する場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図—2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き



#### 4-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第 20 条）

請負人の責に帰することができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負人が工事を施工できないと認められる場合をいう。

具体的な事例、手続きは、「土木請負工事 工事一時中止に係るガイドライン」（神戸市）参照。

#### 4-8 「設計図書の照査」の範囲をこえる場合

発注者は、請負人に「設計図書の照査」の範囲をこえる設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金を変更しなければならない。

請負人が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定される。

- 現地測量の結果、設計の見直しを伴う横断図を新たに作成する必要があるものや縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの（約款 18-1-4）
  - 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更による設計の見直しを伴う横断図の作成が必要となるもの。但し、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる（約款 18-1-5）
  - 現地測量の結果、設計の見直しを伴う排水路計画を新たに作成する必要があるものや土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの（約款 18-1-4）
  - 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算書の再計算が必要となるもの（約款 19）
  - 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの（約款 19）
  - 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成（約款 18-1-5）
  - 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成（約款 18-1-4）
  - 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計（約款 19）
  - 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査（約款 19）
  - 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出（約款 19）
  - 舗装修繕工事の縦横断設計（約款 18-1-4）（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されおらず土木工事共通仕様書「6-13-4-3 路面切削工」「6-13-4-5 切削オーバーレイ工」「6-13-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。）
  - 新たな工種追加による構造計算及び図面作成
  - 各種基準類の変更の結果、必要となった構造計算及び図面作成
  - 照査の結果、必要となった追加調査の実施
    - 〈例〉・ボーリング調査
      - ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
      - ・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査
- 注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負人の費用負担によるものとする。

詳細については、「土木請負工事設計図書の照査ガイドライン」（神戸市）を参照

#### 4-9 請負人からの請求により工期を延長する場合（約款第 21 条）

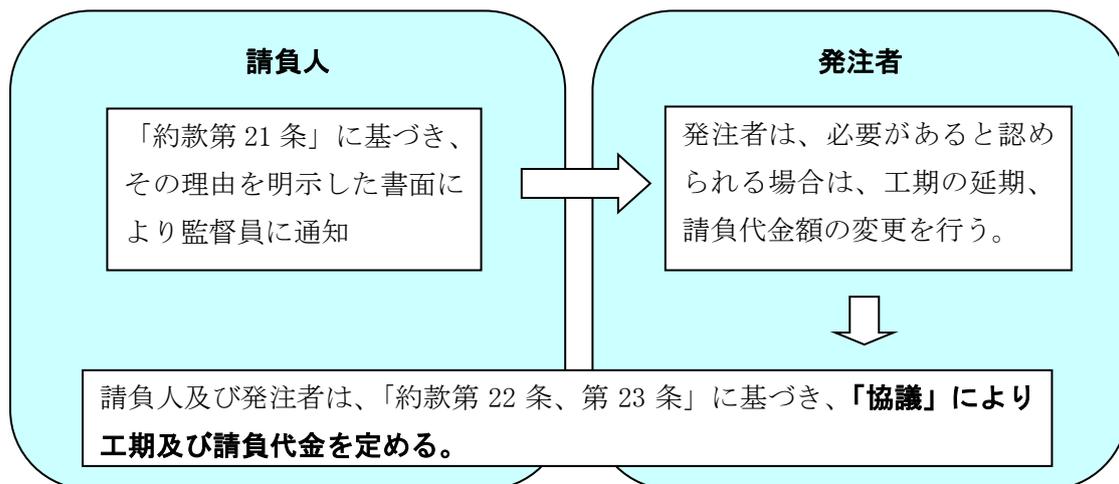
請負人は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他請負人の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成する見込みがない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

##### (1) 具体的な事例

- 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が必要な場合
- 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が必要な場合
- その他請負人の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要な場合

##### (2) 設計変更を行うまでの手続き

図—3 設計変更を行うまでの手続き

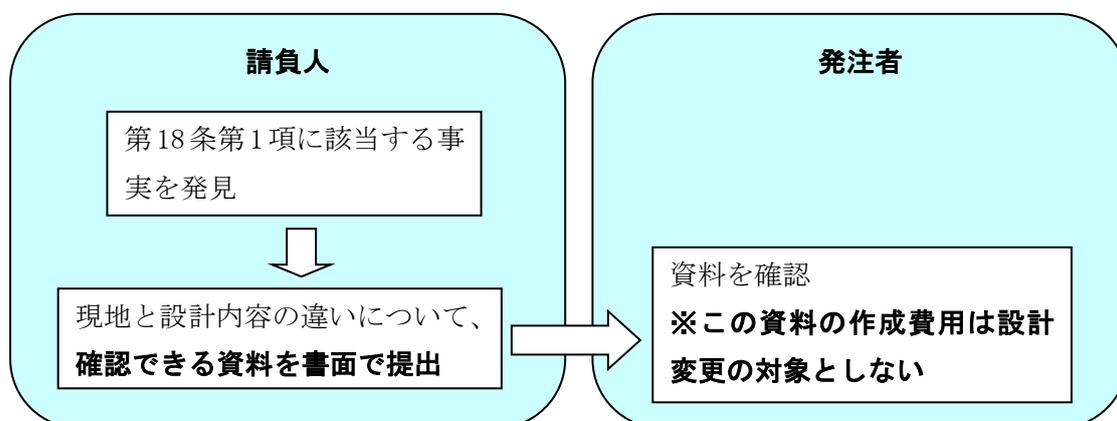


## 5 設計変更に関わる資料の作成

### 1) 設計照査に必要な資料作成

請負人は、当初設計等に対して約款第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

図—4 設計照査の資料作成フロー

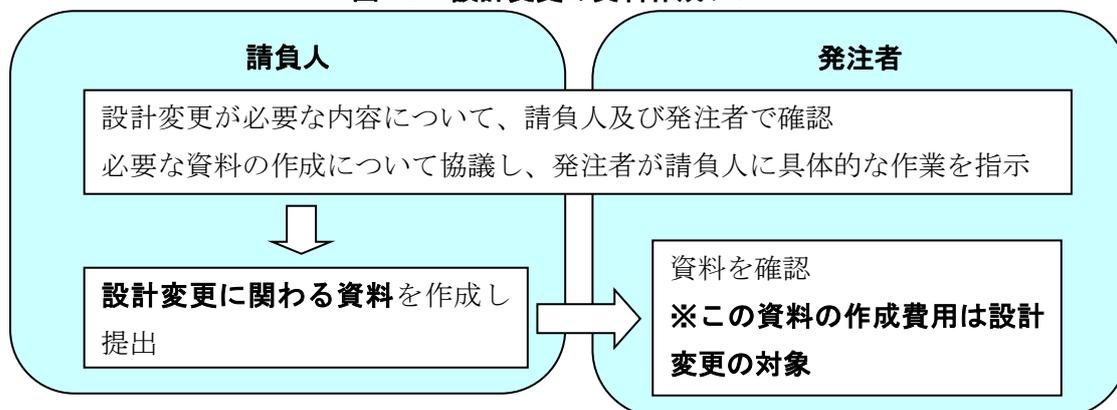


2) 設計変更に必要な資料作成

約款第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、約款第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、請負人に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき請負人が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

図—5 設計変更の資料作成フロー



## 6 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。詳細は、「施工条件の明示について（特記仕様書の作成のポイント）」（内部資料）を参照のこと。

## 7 関連事項

### 7-1 指定・任意の使い分け

指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 任意については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負人の責任で行う**
- 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない**
- 但し、**当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う**

ただし、指定・任意の使い分けにおいては、下記事項に留意する。

- 仮設・施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする**必要がある
- 発注者（監督者）は、**任意の趣旨を踏まえ、適切な対応**をするように注意が必要  
※任意における下記のような対応は不適切
  - ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
  - ・標準歩掛では、バックホウとなっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
  - ・新技術の活用について請負人から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

**※ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。**

◎発注者の指定事項以外は請負人の裁量の範囲

■自主施工の原則

約款第 1 条第 3 項により、設計図書に指定されていなければ、工事实施の手段、仮設物等は請負人の裁量の範囲

【指定と任意の考え方】

	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	請負人の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計の変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

7-2 設計変更における請負契約審査会付議要件

設計変更において下記の要件に該当する場合には、原因が生じた時点で、速やかに審査会に諮らなければならない。審査会への付議は、必ず事前に行わなければならない。

□要件

**当初の請負金額と変更による請負金額との差額（税込み）が、当初請負金額の 2 割（差額が 800 万円以下の場合を除く）、または 4,000 万円を超す増額又は減額変更をする場合。**

ただし、当初の請負金額が 10 億円を越えるもので、4%以内かつ 5,000 万円以下の変更を除く。

※\_線部の「当初請負契約金額の 2 割又は 4,000 万円を超す増額又は減額変更」とあるのは、増額と減額があり、結果として 2 割以内かつ 4,000 万円以下となる場合であっても、一方の変更が当初請負契約金額の 2 割又は 4,000 万円を超す場合は付議対象となるので、付議漏れがないよう注意すること。

※「神戸市請負契約審査会への付議に関するガイドライン」(行財政局)(内部資料)の「6. その他、契約事務の適正化について(2)設計変更における注意点」を参照の上、まず別途発注とするかどうかを適切に判断すること。

※その他、請負契約審査会への付議については、最新の「神戸市請負契約審査会への付議に関するガイドライン」(行財政局)(内部資料)を参照し、適正な請負契約の執行に努めること。